

○農林水産省告示第 号 (案)

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を次のように定め、平成十八年八月七日農林水産省告示第千八百八号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）は廃止する。

平成二十三年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

1. 面積単価

単位：円/10a

特定対象農産物の種類	面積単価
小麦（春期には種する小麦及び秋期には種する小麦をいう。以下同じ。）、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしよ	20,000

2. 数量単価

単位 { 小麦 : はだか麦 : 円/60kg
二条大麦・六条大麦 : 円/50kg

特定対象農産物の種類	品質区分別数量単価							
	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦・中華用品種以外の小麦	6,450	5,950	5,800	5,740	5,290	4,790	4,640	4,580
	9,000	8,500	8,350	8,290	7,840	7,340	7,190	7,130
二条大麦	5,390	4,970	4,850	4,800	4,530	4,110	3,980	3,930
六条大麦	5,880	5,460	5,330	5,280	4,850	4,430	4,310	4,260
はだか麦	7,890	7,390	7,240	7,150	6,320	5,820	5,670	5,590

注1: 品質区分はたんばく質の含有率その他の事項により定める。

注2: この表において1等及び2等とは、それぞれ農産物規格規程において表に係る品位の等級として定められているものをいう。

注3: この表においてA、B、C及びDとは、以下の評価項目に応じ、それぞれ以下の要件を満たしたものとす。

(評価項目)

- ① 小麦:たんばく質、灰分、容積重及びフオーリンゲンバーの4つ(ただし、醸造用についてはたんばく質3項目及び容積重の4つ)
 - ② 二条大麦:容積重、細麦率、白度及び正常粒率の4つ(ただし、麦茶の製造用についてはたんばく質3項目及び細麦率の4つ)
 - ③ 六条大麦及びはだか麦:容積重、細麦率、白度及び硝子率の4つ(ただし、麦茶の製造用についてはたんばく質3項目及び細麦率の4つ)
- A:3つ以上の評価項目について基準値を満たし、かつ全ての評価項目について許容値を満たすもの
 B:2つの評価項目について基準値を満たし、かつ全ての評価項目について許容値を満たすもの
 C:1つの評価項目について基準値を満たし、かつ全ての評価項目について許容値を満たすもの又は2つ以上の評価項目について基準値を満たし、かついずれかの評価項目について許容値を満たしていないもの
 D:A、B及びCのいずれにも該当しないもの

注4: この表において「パン・中華用品種」とは、以下の加算対象品種であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第9条の農林水産大臣が定める規格及び第11条第1項第1号の農林水産大臣が定める規格を定める件(平成18年8月7日農林水産省告示第1110号、以下「規格告示」という。)別表第1の用途の欄に掲げる用途がパン又は中華種の製造用である産地品種銘柄
- 2 対象農産物が規格告示1の表備考2の規定に基づき需要者がパン又は中華種の製造用に最も多く使用することを証明したことにより別表第6が適用される産地品種銘柄

(加算対象品種)

アオハコムギ、キタノカオリ、コユキコムギ、ダブルハ号、タライズミ、ちくしW二号、ナンゾコムギ、ニシノカオリ、ハナマテン、ハルイグキ、はるきらり、ハルユタカ、番よ恋、ミナミノカオリ、ゆきちから、ユメササヒ、ゆめかおり、ユメシホウ、ゆめちから

単位：円/60kg

特定対象農産物の種類	品 質 区 分 別 数 量 単 価			
	普通大豆1等	普通大豆2等	普通大豆3等	特定加工用大豆
大 豆	12,170	11,480	10,800	10,120

注1：品質区分は整粒の割合その他の事項により定める。

注2：この表において、「特定加工用大豆」とは、農産物規格規程で定める特定加工用大豆をいう。

単位：円/t

特定対象農産物の種類	品 質 区 分 別 数 量 単 価			
	← 基準値より低い (0.1度ごと)	基準値 (17.1度)	基準値より高い (0.1度ごと)	→
て ん 菜	▲62	6,410		+62

注：品質区分は糖度により定め、糖度17.1度を基準値とし、基準値から0.1度上回ること当該基準値の単価に62円を加算し、又は基準値から0.1度下回ること当該基準値の単価から62円を控除して得た額を当該品質の金額とする。

単位：円/t

特定対象農産物の種類	品 質 区 分 別 数 量 単 価			
	← 基準値より低い (0.1%ごと)	基準値 (18.0%)	基準値より高い (0.1%ごと)	→
でん粉の製造の用に供するばれいしよ	▲64	11,600		+64

注：品質区分はでん粉の含有率により定め、でん粉の含有率18.0%を基準値とし、基準値から0.1%上回ること当該基準値の単価に64円を加算し、又は基準値から0.1%下回ること当該基準値の単価から64円を控除して得た額を当該品質の金額とする。